

# 議 事 録

令和3年11月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

## 令和3年第12回山鹿市農業委員会総会議事録

令和3年11月5日(金) 13時20分から13時53分 山鹿市役所 4階 401会議室

### 1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 欠 席	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

### 2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

1名

6番 稲葉 和弘

### 3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江智紀 局長補佐兼農政係長：一法師 進

局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治 主任主事：北原 薫

### 4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

### 5. 議題

議案第81号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請

議案第82号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請

議案第83号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請

議案第84号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転

議案第85号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転

報告第18号 農地法第3条第3の規定による届出

## 1. 開 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

○局長（入江智紀君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、コロナ感染対策として、委員の出席を制限し開催します。

農業委員総数14名中、13名の委員が出席され、過半数の出席となりますので、山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により総会が成立することをご報告します。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和3年第12回総会を開会致します。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、9番 光永太委員、10番 志方精之委員にお願いします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第81号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第81号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号152番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の1ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 153 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。  
調査書の 2 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 154 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は譲受人の耕作農地周辺であることから、耕作便利によるものです。  
調査書の 3 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 155 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、規模拡大によるものです。  
調査書の 4 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 156 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書の 5 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 157 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の 6 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 158 番及び 159 番は、交換によるものですので、続けて説明いたします。  
158 番について、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受人住所近くにある申請地を譲り受けるものです。  
調査書の 7 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 159 番について、申請地及び申請人は記載の通りです。  
申請地は北側に隣接する譲受人所有農地への入り口であり、耕作の利便性向上のため譲り受ける  
ものです。なお、交換する農地の面積に 1,100 m<sup>2</sup>程の差がありますが、双方合意の上での申請とな  
っております。  
調査書の 8 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 160 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利による取得です。  
調査書の 9 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 161 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅となりであることから耕作便利による取得です。  
調査書の 10 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 162 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅となりであることから耕作便利による取得です。  
調査書の 11 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 163 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。  
調査書の 12 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 164 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利による取得です。  
調査書の 13 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。  
以上 13 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 152 番から 154 番を北部地区担当委員

4 番（長曾我部徹君）

提案番号 152 番から 154 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 155 番から 160 番を南部地区担当委員

9 番（光永太君）

提案番号 155 番から 160 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 161 番から 164 番を東部地区担当委員

2 番（守川千穂君）

提案番号 161 番から 164 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 81 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第 81 号は、原案のとおり許可することに決定しました。  
次に、議案第 82 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。  
事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案第 82 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号 17 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑 2 筆、計 661 m<sup>2</sup>を山林として転用する案件です。

なお、申請地は昭和 57 年までに植林が完了しており、そのことについて始末書の提出があるため、追認となります。

調査書の 14 ページに立地基準を、15 ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 18 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、654 m<sup>2</sup>を一般住宅として転用する案件です。

なお、申請地は、昭和 53 年に事業が完了しており、そのことについて始末書の提出があるため、追認となります。

調査書の 16 ページに立地基準を、17 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 19 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 5 筆、計 6,173 m<sup>2</sup>を、自己が営む造園土木業の資材置き場として転用する案件です。

なお申請地は平成 27 年ごろから資材置き場として利用されており、そのことについて始末書の提出があるため追認となります。

調査書の 18 ページに立地基準を、19 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、3 件です。

○議長 (坂本照子君)

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 (坂本照子君)

提案番号 17 番から 18 番を南部地区担当委員

5 番 (徳丸誠次郎君)

提案番号 17 番から 18 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんで

した。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

提案番号 19 番を東部地区担当委員

1（多久正光君）

提案番号 19 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 82 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 83 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 83 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 86 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 400 m<sup>2</sup>を取得し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の 20 ページに立地基準を、21 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 87 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、破産した旧法人の資産を清算し、新法人に移行させるため、申請地の畑 6 筆計 2,767 m<sup>2</sup>を取得し、山林として転用する案件です。

なお、申請地は旧法人が山林化した農地を再生しゴボウを作付けする計画で平成 29 年に農地法 3 条により取得したのですが、計画の遂行が出来ず、そのままになっていたもので、周囲の山林と併せて新法人が管理を行っていくものです。

調査書の 22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 88 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑2筆計454㎡を取得し、宅地分譲地として転用する案件です。

調査書の24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号89番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑956㎡を取得し、駐車場及び廃材仮置き場として転用する案件です。

調査書の26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号90番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田、266㎡を取得し、一般住宅として転用する案件です。

なお、申請地はすでに整地がされており、そのことについて始末書の提出がなされています。

調査書の28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、5件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号86番を北部地区担当委員

12番（田中春雄君）

提案番号86番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号87番から90番を南部地区担当委員

3番（森喜代輝君）

提案番号87番から90番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第83号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。



(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 84 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (一法師進君)

議案第 84 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 33 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

この案件につきましては、10 月 14 日に売買会議を開催しているものであります。

なお、農業経営基盤強化促進法 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 84 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第 84 号は、原案のとおり決定いたしました。

次の議案第 85 号については、隈部副会長を臨時議長として、議事の総理をお願いします。

○臨時議長 (隈部誠一君)

議案第 85 号については、提案番号 300 番と 301 番の申請人が 14 番坂本会長の同居親族であり、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、坂本会長は議事に参与することができませんので、私が臨時議長として議事を総理します。

それでは、議案第 85 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (一法師進君)

議案第 85 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定 8 件、再設定 4 件その面積は 45,666 m<sup>2</sup>でございます。

提案番号 292 番から提案番号 303 番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・野菜等を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査書については、調査書 31 ページから 39 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○臨時議長（隈部誠一君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○臨時議長（隈部誠一君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 85 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○臨時議長（隈部誠一君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

それでは、これをもちまして、臨時議長の務めを終了します。ご協力ありがとうございました。

○議長（坂本照子君）

隈部副会長、ありがとうございました。

-----○-----

#### 4. 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第 18 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第 18 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告いたします。

令和 3 年 9 月に届出がありました件数は 11 件、筆数の合計は 65 筆、面積の合計は 69,828 m<sup>2</sup>でございます。詳細につきましては、39～40 ページに記載しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

質問等がないようですので、報告第18号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもって令和3年第12回総会を閉会いたします。

-----○-----

6. 閉 会

○副会長 (隈部誠一君)

ご起立願います。これをもって閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

9番 農業委員

光永 太

10番 農業委員

志方精之